

ATLAS

🌸🌸 資産税～お役立ち～新聞 🌸🌸

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第9号(2016年5月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町2-17 日交渋谷南平台ビル6階

(TEL)03-3464-9333



✉️ ≪ 養子縁組と法定相続人 ≫ ✉️



〔養子の相続権〕

養子縁組をすると、養親と養子との間は血続きの親族と同じ扱いを受けます。(民法第727条)

つまり、法律上、養親と養子は親子として扱われる訳です。

養子縁組をすると養子は、当然、養親の財産に対する相続権を有することになります。

養子は、養親の子として扱われますので、その法定相続人としての順位は、被相続人の配偶者と同順位である第一順位となります。

つまり、被相続人に配偶者がいなければ、その養子が第一順位の相続人として、被相続人である養親の財産を相続することになるのです。



〔相続トラブルの回避にも活用可能〕

『養子は被相続人である養親に対する第一順位の相続人になれる』という利点を活用すれば、相続トラブルの回避にも役立てる事ができます。

例えば、A氏の母親は既に他界しており、その後、父親は再婚していたとします。

その父親も他界し、残されたのはA氏と父親の再婚相手である後妻だけとします。

A氏と後妻は、父親が残してくれた不動産を共有で相続していました。

後妻には実子はおらず、両親も既に他界していますが、弟が1人だけいます。

もし、この状態で後妻が死亡したとすると、その後妻が所有している不動産の持分は、誰が相続するのでしょうか？

答えは、後妻の弟が法定相続人として相続することになります。



〔前妻の子に後妻に対する相続権は無い〕

父と前妻との間に生まれたA氏には、後妻の財産に対する相続権はありません。従って、後妻に配偶者や子、両親がおらず、弟がいるのであれば、その後妻の法定相続人は弟という事になります。

よって、このままだと父が遺してくれた不動産は、A氏と後妻の弟とで共有する事になります。

しかし、その後妻の弟とは面識がない等といった理由から、不動産を相続させたくない場合には、A氏はどうすれば良いのでしょうか。



〔後妻の養子になれば良い〕



このような場合には、A氏は後妻が生存している間に後妻の養子になれば良いのです。

先述したとおり、養子縁組をすると、養親と養子は、法律上の親子として扱われます。つまり、A氏が後妻の養子になれば、法律上A氏は後妻の子として扱われます。

A氏が後妻の養子になった後に後妻が死亡すれば、A氏のみが第一順位の法定相続人となります。

そうすれば、後妻の弟に財産が渡るのを防止できるという訳です。

このように養子縁組を上手に活用すると、相続トラブルを回避するのに役立つ事が可能なのです。

 [終わり] 

ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな？』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当？』等、質問・相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで連絡をくださいます様、お願い申し上げます。